

宇喜田十八軒自治会 会則

第1条 称号

本会は宇喜田十八軒自治会（以下「自治会」という）と称する。

第2条 事務所

自治会の事務所は自治会会長（以下「会長」という）の自宅に置く。

第3条 目的及び基本理念

- ① 自治会は会員相互の親睦を図り、地域住民の融和と理解を深め、自治会を発展させることを目的とする。
- ② 自治会運営の基本理念を「和をもって貴しとなす」とする。

第4条 会員

会員とは宇喜田十八軒自治会内の東部、中部、西部の各地域に居住する世帯主及び家族、並びに地域内所在の法人で、前条の目的及び基本理念に賛同し、会長あてに入会を届け出た個人及び法人であり、且つ第13条で定める会費納入済のものとする。

第5条 役員

- ① 自治会に次の役員を置く。役員は、会長が指名し総会が承認する。
会長、副会長若干名、組織内各部部長、同副部長各若干名、監査調査部長、同業務監査担当副部長、同会計監査担当副部長
各部の副部長は、部長の推薦により会長が選任する。
- ② 会長は、前年度役員の中より必要に応じ、会長代行を選任できる。会長代行は役員として会議に出席する。
- ③ 役員は各班の会員から当番制及び、自治会員からの推薦により選出される。

第6条 “幹事” 顧問相談役

自治会に幹事、顧問、相談役を置くことができる。幹事、顧問、相談役は、役員会の承認を得て会長が選任する。

第7条 会長等任期

- ① 会長、副会長及びその他の役員の任期は2か年とし、会長は会員より選出して総会での承認を得るものとする。又会長は原則としてその任期は2年を超えて再任することは出来ない。ただし、役員会がやむを得ない事情により、本会の円滑な運営上必要

宇喜田十八軒自治会

と認めたときは再任を妨げない。

- ② 監査調査部の部長の任期は会長の就任任期と異なる2か年とし、1年度前後して就任する。
- ③ 会長はじめ各役員の任期満了による交代時期は、運営円滑のため総会から次期総会までとする。

第8条 組織

- ① 本会は、第3条の目的達成のため、次の10部並びに監査調査部を設けることを原則とする。

企画総務部、業務事業部、広報宣伝部、経理会計部、防犯安全部、防火防災部、環境健康部、交通土木部、福祉厚生部、文化家庭部

- ② 特別の行事等に対応するために各部にまたがる事業を行う場合、その都度委員会を設ける。委員長は会員の中より会長が指名する。
- ③ 第3条の目的及び基本理念を具現化するために、本会の傘下組織として、本会組織外に次の6組織を設け、本会が助成する。各組織は独自に責任者を選出し、独立した会計決算を行う。また、本会の傘下組織の長は、役員に準ずる。

宇喜田十八軒自治会区民消防隊、宇喜田十八軒自治会婦人部、宇喜田十八軒青年会、宇喜田十八軒自治会くすのき十八寿会、宇喜田十八軒自治会水神宮講、宇喜田十八軒自治会子ども会

第9条 班長

- ① 班長は各班より推薦し、役員会の承認を得るものとする。任期は1か年とする。
- ② 班長は地域内の相互親睦を図り、班相互の融和、連絡を円滑にする活動を実施する。

第10条 総会

- ① 自治会の主要事項を承認し、決定するため総会を開催する。総会は定期総会と臨時総会から成る。
- ② 定期総会は会員を招集して、原則として年1回毎年4月に開催し、事業、会計、その他の報告を受け承認する。
- ③ 臨時総会は特定の案件に関し、会長が必要と認めた場合に開催する。ただし、会員の5分の1以上から請求あった場合、会長または役員会が開催しなければならない。
- ④ 災害等万一総会が開催不可能な場合は、役員及び班長によって構成される臨時拡大役員会を開催し、これに替えることが出来る。

第11条 役員会

役員会は原則として毎月1回 定例会を会長が招集する。また、役員の2分の1以上が開

催を求めた場合開催しなければならない。

第12条 決議

- ① 定期総会、臨時総会の定足数は、開催時の班長数の過半数とする。
- ② 総会、役員会等の議案は、各会員1票による過半数をもって決議する。ただし、監査調査部長、同業務監査担当副部長及び同会計監査担当副部長は、役員会において議決権を有しない。
- ③ 委任状による出席及び投票は、これを認めない。
- ④ 総会においては、会員は、同居の親族をして、代理出席及び投票をさせることができる。

第13条 会費

- ① 会費の収納は班長が行い、東部、中部、西部の各会計係が取りまとめて、経理会計部に引き渡すものとする。
- ② 会員は、会費を班長に納入する。班長は、会員の同意を得たうえで、月額会費の1年分を一括受納できる。
- ③ 会費は、原則として、下記会員種別による基準会費とする。ただし、会の運営に積極的に協力する会員は、下記のとおり、会費の口数を増やして納入することができる。

個人会員	月額100円(1口)	同協力会員	月額200円(2口)以上
世帯会員	月額200円(2口)	同協力会員	月額300円(3口)以上
店舗会員	月額300円(3口)	同協力会員	月額400円(4口)以上
法人会員	月額1,000円(10口)	同協力会員	月額2,000円(20口)以上
- ④ 会員の減少等により会費の納入が著しく減少し、第3条の目的を達成することが困難になった場合は、総会の決議を経て前項を改正し、会員に会費の増額を要請できる。

第14条 慶弔

会員の慶弔事に際し次の慶弔金をおくり、原則として班長並びに役員1名が見舞う。

慶事祝金：100歳(百寿)の場合 10,000円

弔慰金 香典 世帯主の場合 5,000円

弔慰金 香典 同居の家族場合 5,000円

第15条 定めのない事項

本会則に記載がない事項等が発生した場合は、役員会の決議により暫定運用し、次の総会にて報告し承認を得ることとする。

付則

1. この会則は令和 6 年 4 月 28 日開催の総会の決議により発効し施行する。
2. 会則の変更は、定期総会、臨時総会または役員及び班長によって構成される臨時拡大役員会において、決議する。この場合は、第 1 2 条を準用する。ただし、臨時拡大役員会の決議は、次に開催される定期総会または臨時総会での承認を要する。
3. 本会則に定めるほか、本会の運営に必要な事項についての細則は役員会にて審議し会長が定める。
4. この会則は令和 7 年 4 月 27 日 総会より施行する。